貴金属の売払
＜　仕　様　書　＞

1　目的

本市が設置する火葬場から排出される残骨灰の含有物である貴金属について、抽出精錬後の貴金属を有償にて売払うもの。

2　引渡期間

契約金額の支払い後で契約締結の日から１５日以内（広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

3　売払物件

(1)　品名

プラチナ（プレート）（添付写真参照）

(2)　品質（精錬純度）及び数量

品名	品質（精錬純度）	数量
プラチナ（プレート）	99.95%以上	16.8ｇ

なお、上記記載は、精錬業者による分析結果であり、売払人が品質・数量等を保証するものではありません。

4　引渡場所

本市が所管する広島市内の施設（契約締結後、買受人に対して引渡場所を知らせる）。

5　引渡し方法等

(1)　引渡しは、本市職員の指示により行う。

(2)　売買代金の納入が確認できた日以降、買受人は、原則として、本市職員の引取り指示の連絡を受けた日から起算して７日以内または、上記２引渡期間のいずれか早い期間内に引取ること。

(3)　引渡しの日時は、原則として、月曜から金曜までの９時３０分から１６時００分まで（ただし、１２時００分～１３時００分は除く。）とする。

(4)　引渡場所からの運搬・積込作業については買受人が行うとともに、運搬・積込作業に係る費用については買受人の負担とする。また、貴金属の引渡しに伴う必要な費用は全て買受人の負担とする。

6　契約金額の支払

買受人は、契約を締結した日から１０日以内（最終日が広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲

げる日でない日）に本市が発行する納入通知書により契約金額を納付すること。

7　所有権の移転

物品の所有権は、買受人が契約金額を納付した時に、売払人から買受人に移転するものとする。

8　その他

買受人は貴金属の引渡しと同時に、本市へ受領書を提出すること。

プラチナ地金(プレート)　16.8ｇ